

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 平成23年9月14日提出
【計算期間】 第9期計算期間（自 平成22年6月22日 至 平成23年6月20日）
【ファンド名】 S G 償還時元本確保型ファンド 0 2 - 0 6
【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】 代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】 横田 陽子
【連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】 03-3593-5928
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドはソシエテ ジェネラルの完全子会社であるエスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌビイが発行する社債（エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス債、以下「SGA債」といいます。）に主に投資することによって、毎決算日（年1回）に一定の分配金と、償還時に元本を確保しつつ、収益を生み出すことを追求します。

SGA債は、円建てのユーロ・ミディアム・ターム・ノートであり、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが運用するファンド オブ ヘッジ ファンズ「SGAM AI エクイリブリアム ファンド」、およびこれに類似するファンド オブ ヘッジ ファンズ（以下「SGAM AI エクイリブリアム ファンド等」といいます。）、ならびに、債券、短期金融商品等のパフォーマンスに連動しています。その結果、SGA債に投資するファンドは、SGAM AI エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。

ファンドの基本的性格

ファンドは単位型投信／内外／資産複合／特殊型（条件付運用型）に属します。商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産（ ） 資産複合	ETF	特殊型 （条件付運用型）

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

単位型投信	当初募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式、債券、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型 （条件付運用型）	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもののうち、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載のあるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
--------	------	--------	------	-----------	--------------	-----

株式	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本 北米			TOPIX	条件付運用型
債券	年 4 回	欧州				ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
一般	年 6 回 (隔月)	アジア オセアニア	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
公債 社債 その他債券 クレジット 属性()	年 1 2 回 (毎月)	中南米 アフリカ				
不動産投信	日々	中近東(中東)				
その他資産 ()	その他 ()	エマージング				
資産複合 ()						
資産配分固定型 資産配分変更型						

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

債券、その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年 1 回 決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載のあるものをいいます。

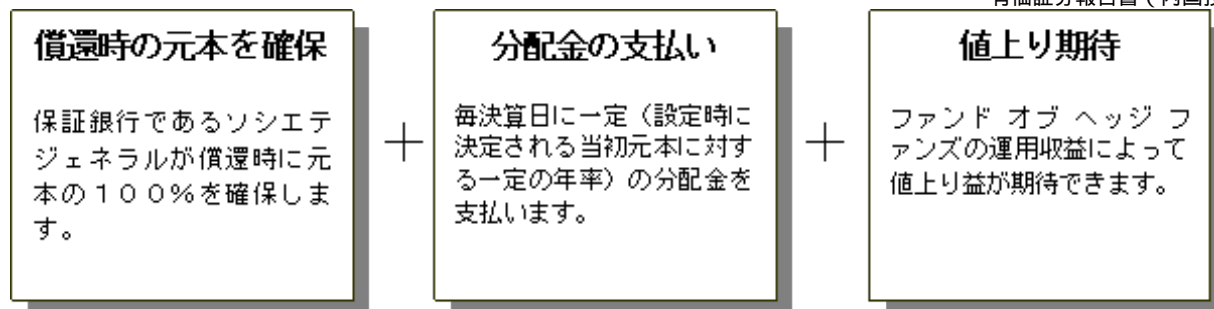
商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のウェブサイト（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は400億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

ファンドの特色

償還時の元本を確保しつつ、毎決算日（年 1 回）に一定の分配金を支払い、ファンド オブ ヘッジ ファンズによる値上り益を追求するファンドです。



1．償還時に元本の100%を確保します。

- ソシエテ ジェネラルが保証銀行となり、償還時（平成24年6月29日）の、元本の100%（10,000口あたり10,000円）を確保します。
- 元本の確保は償還時のみとなります。
- 途中解約時は解約申込日（原則として毎月20日）の翌営業日の基準価額での解約となり、元本が確保されるものではありません。

2．毎決算日（年1回）に一定の分配金を支払います。

- ファンドの設定時（平成14年6月24日）に1口当たりの分配額を決定、この額を毎決算日に分配します。
- 決算は毎年6月20日（日本が休業日の場合は翌営業日）です。

3．ファンドは、ファンド オブ ヘッジ ファンズ（SGAM AI エクイリブリアム ファンド等）のパフォーマンスを一部反映します。

ファンドは、ファンド オブ ヘッジ ファンズ（SGAM AI エクイリブリアム ファンド等）のパフォーマンスに一部連動する債券に集中投資することで値上り益が期待できます。

■ ヘッジ ファンドとは

株式、債券などの伝統的資産の運用だけでなく、様々な資産・運用戦略を組み合わせることで、市場の全体の値動きに左右されない収益を目指す運用戦略の総称をいいます。

■ ファンド オブ ヘッジ ファンズとは

多様な戦略のヘッジ ファンドを厳選し、適切に組み合わせて分散投資を行うことにより、リスクを低減させながら、長期における安定したリターンを追求するファンドです。

SGAM AI エクイリブリアム ファンド等とは、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが運用する「SGAM AI エクイリブリアム ファンド」、およびこれに類似するファンド オブ ヘッジ ファンズです。

なお、SGAM AI エクイリブリアム ファンドはルクセンブルク証券取引所に上場しています。

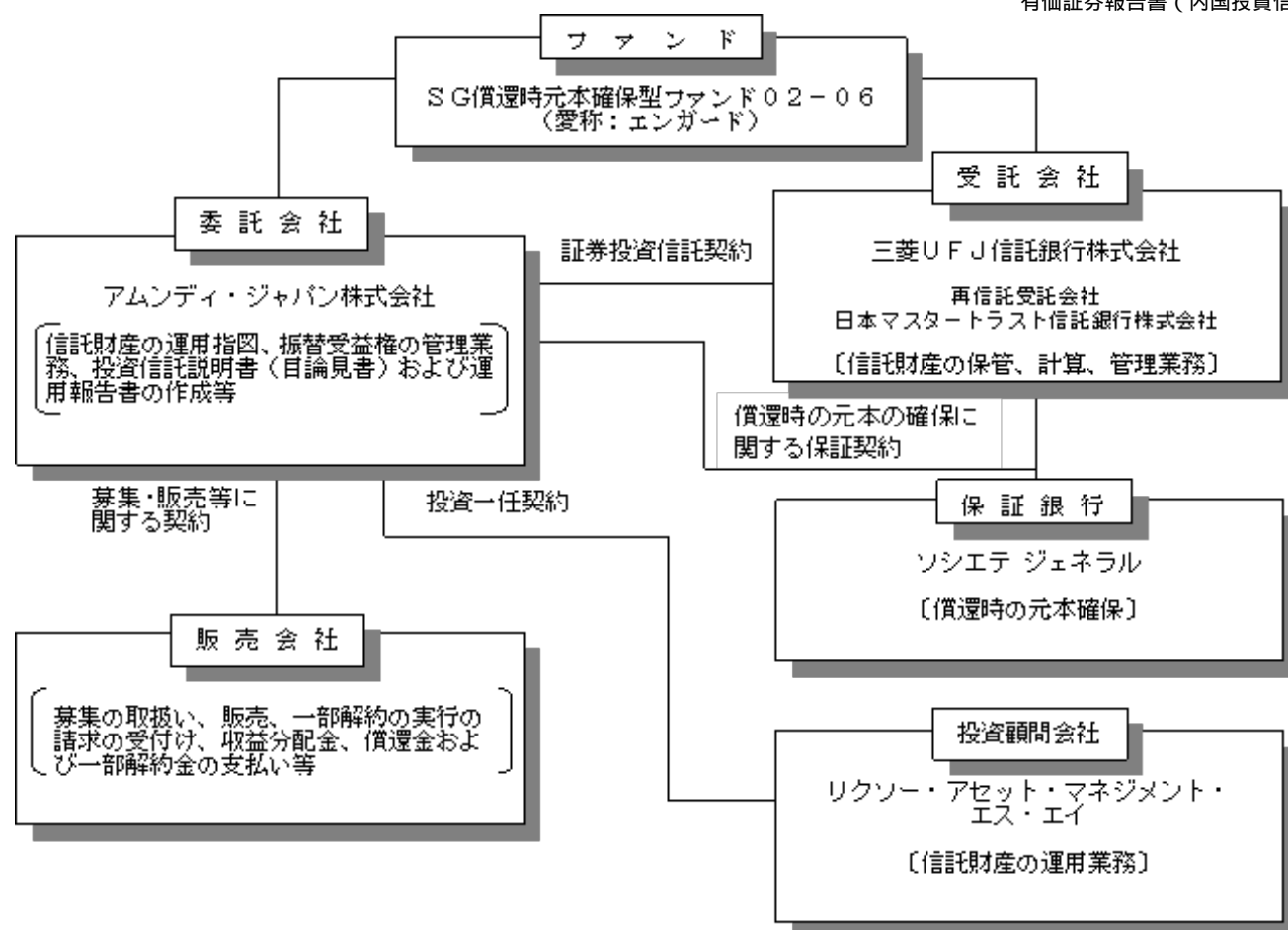
(2) 【ファンドの沿革】

平成14年 6月24日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結するの募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約（信託約款）)	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
保証契約	委託会社、受託会社および保証銀行の間に締結する、当該証券投資信託に基づくファンドの償還時における元本の確保を目的とする保証契約
投資一任契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する、委託会社より運用権限の全部または一部を投資顧問会社に委託するための契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)
資本金の額	12億円

有価証券報告書（内国投資）

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ 概要》

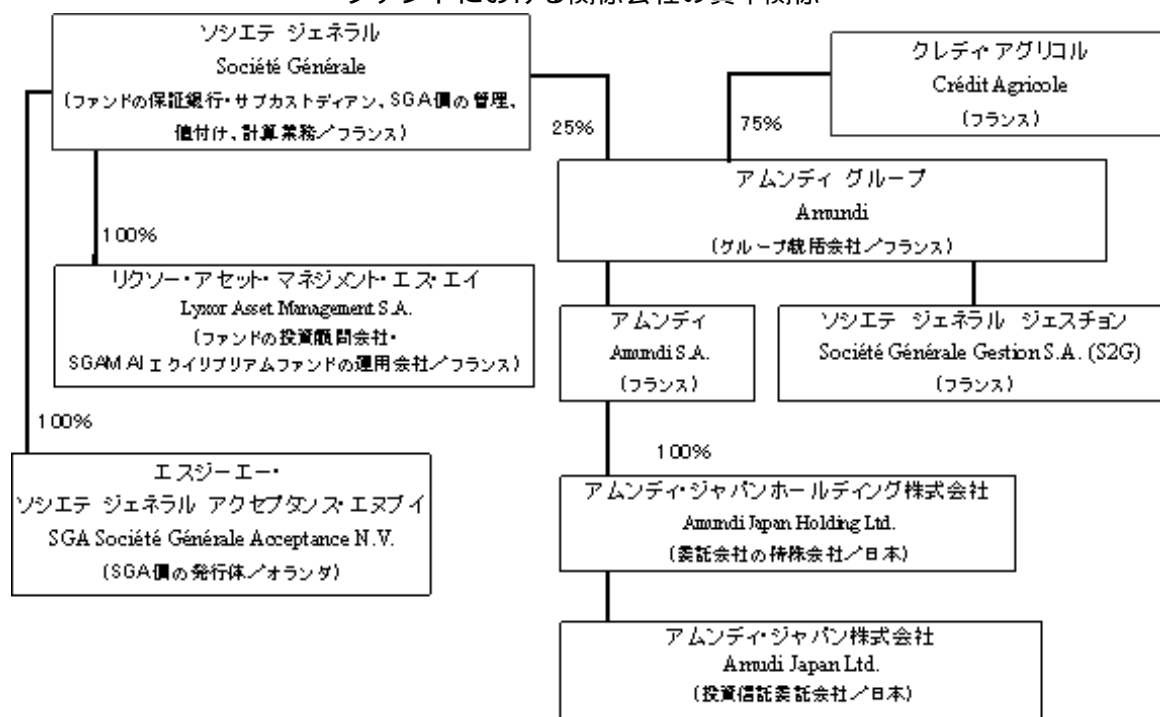
アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ（約74兆円、1ユーロ＝107.90円で換算、2010年12月末現在）を超え、欧州第3位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2010年6月版（数値は2009年12月末現在））

参考

ファンドにおける関係会社の資本関係



（本書作成日現在）

本書においてファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

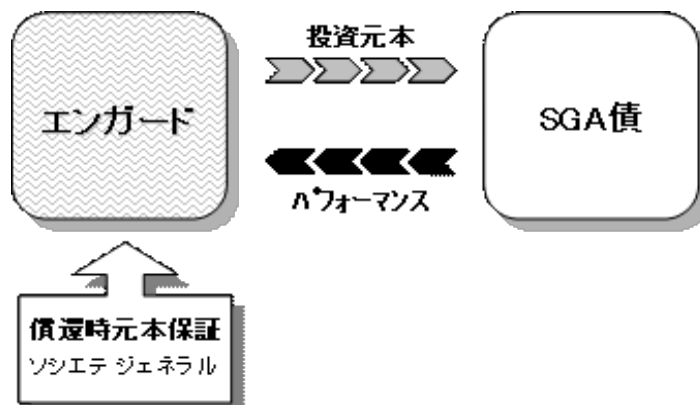
エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌビイ	S G A
ソシエテ ジェネラル ジェスチョン （本社・フランス パリ）	S 2 G

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは原則として、ソシエテ ジェネラルのグループ会社であるSGAが発行する債券、SGA債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。

< ファンドの仕組み >



< SGA債 >

発行体 : エスジーエー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌバイ (SGA Société Générale Acceptance N.V.)

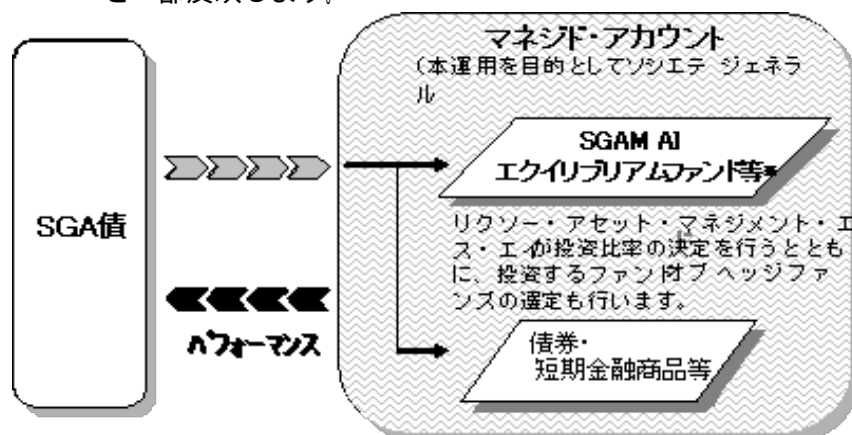
- ソシエテ ジェネラルの100%子会社です。

債券の種類 : ユーロ円建て・利付債券 満期約10年

- SGA債はユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムにもとづき発行される社債です。
- SGA債の利息収入は信託報酬等を差し引いた後、ファンドの分配金に充てます。

債券の性格 :

- SGA債の発行預り金はマネジド・アカウントを通してSGAM AI エクイリブリアム ファンド等ならびに債券および短期金融商品等に投資します。
- SGA債のパフォーマンスはSGAM AI エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。その結果、SGA債に投資するファンドのパフォーマンスも、SGAM AI エクイリブリアム ファンド等のパフォーマンスを一部反映します。



SGAM AI エクイリブリアム ファンド等に対する最大投資額はファンドの純資産の150%を上限とします。

参考情報

< ヘッジ ファンド運用の特徴 >

- ※ 空売りやデリバティブの活用等により、多様な運用手法が存在することから、伝統的資産運用では対応が難しい環境でもプラスのパフォーマンスの可能性
- ※ パフォーマンス評価は、ベンチマーク対比ではなく、絶対パフォーマンス
- ※ 伝統的資産運用に対するリスク分散効果への期待

世界の大金家のファミリーマネーや機関投資家、年金基金等の幅広い投資家が利用（50年以上の歴史）

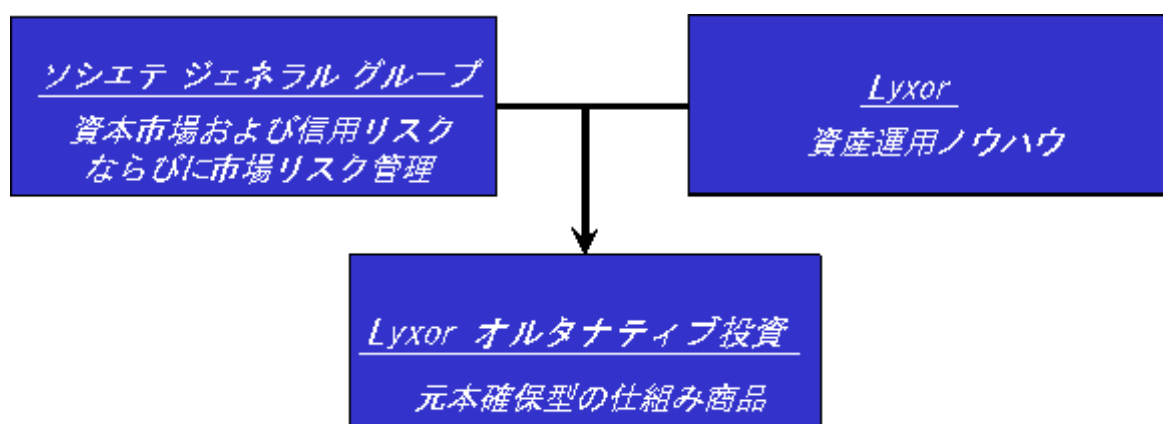
しかしながら、、、、、

新たにヘッジファンド運用を開始するには、（特に日本人にとって）いくつかのハードルが存在

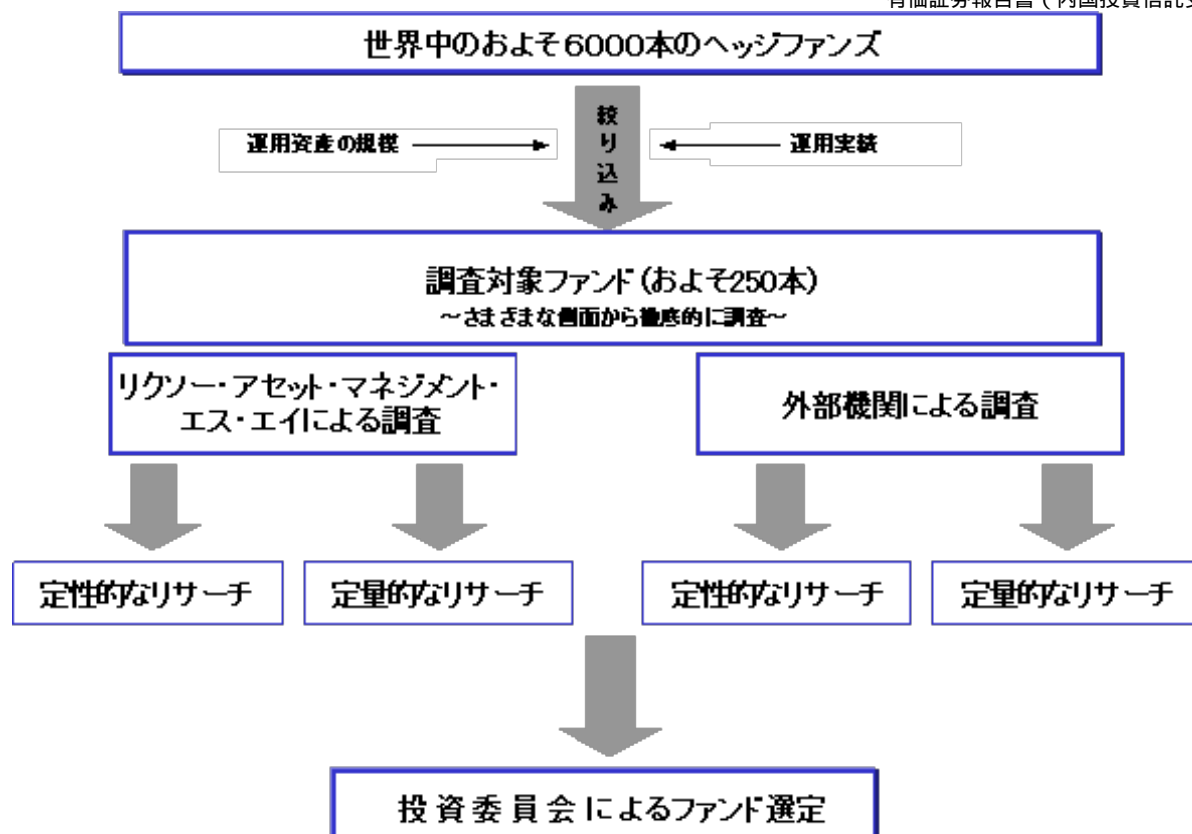
- ※ 絶対的な情報量の不足
→ 日本に存在するヘッジファンドはごくわずか
- ※ 高額の最低投資金額
- ※ 運用内容について、十分な情報開示を得ることが困難
- ※ 個々の戦略は、リスクが大きい場合がある

< S G A M A I エクイリブリアム ファンド >

- S G A M A I エクイリブリアム ファンドを運用資産へ組み入れることにより、絶対リターンを追求するとともに市場の下落局面で下方リスクが抑制され、かつ、より分散されたポートフォリオの構築が可能となります。
- 新規の募集を停止していたり、最低投資金額が高いために、通常アクセスが難しい有能なヘッジファンド マネジャーへのアクセスが可能となります。
- ソシエテ ジェネラルの運用、資本市場およびリスク管理のノウハウが集約されています。



S G A M A I エクイリブリアム ファンドの運用プロセス



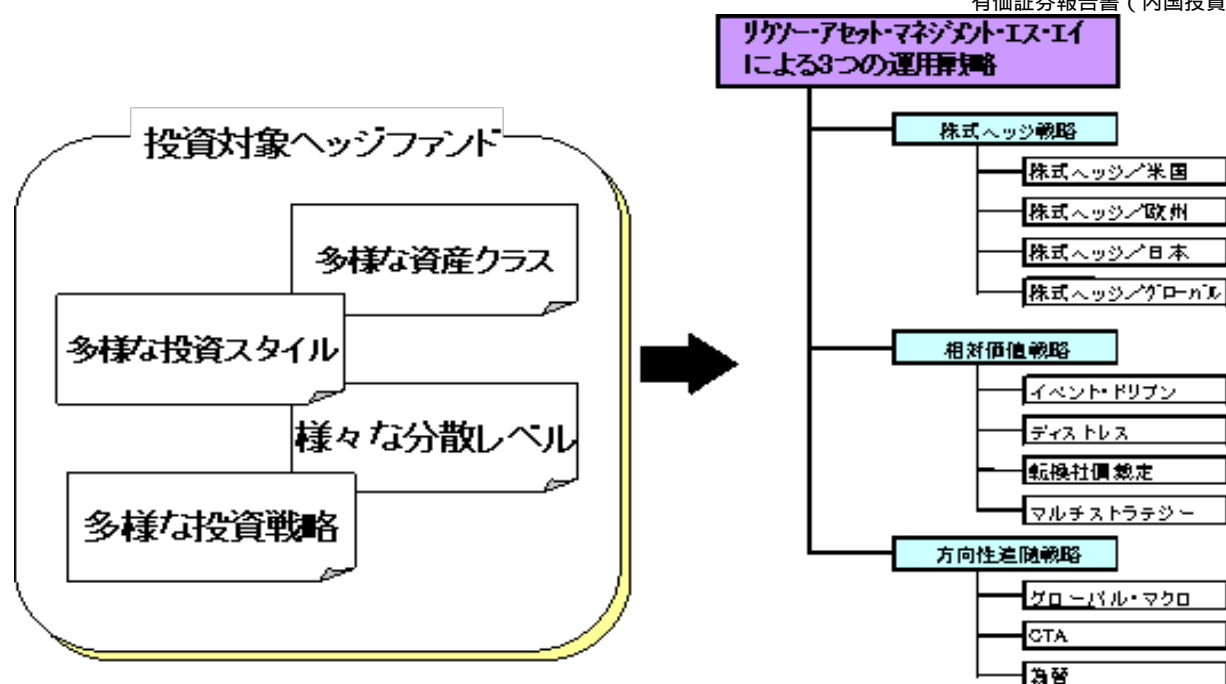
世界中で運用されている約6,000本のヘッジ ファンドの中から、運用資産の規模、運用実績等から約250本のヘッジ ファンドを抽出し、定性評価、定量評価を併用した徹底的な調査をもとに、20～30本のヘッジ ファンドを選びます。

また、株式ヘッジ戦略、相対価値戦略、方向性追随型戦略に分類し、ポートフォリオの最適化を図ります。

投資対象となるヘッジ ファンドの選択ならびに運用戦略別アロケーションは、投資委員会にて行われます。ポートフォリオの構築には関与しませんが、データソースとして外部コンサルタントの利用もします。

SGAM AI エクイリブリアム ファンドの投資戦略

- 投資対象であるヘッジ ファンドには、多種多様な資産クラス、投資戦略、投資スタイルを有するファンドが存在しますが、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイでは大きく3つの戦略に分類します。



■ 株式ヘッジ戦略

- 主に核となる株式を買い持ちしつつ、状況に応じて株式・インデックスの売りポジション等を組み合わせて運用する戦略です。ポジションは市場環境により買い持ち超、売り持ち超いずれにも傾きます。

■ 相対価値戦略

- 割安なものを買うと同時に、割高なものを空売りしたり、特殊な状況下にある企業価値に着目することで市場リスクをゼロにし、そのサヤを取る戦略です。
 - ・ イベントドリブン：企業の買収・合併、清算、リストラ等のイベントにより企業価値が大きく変わる可能性に注目する戦略です。
 - ・ ディストレス：経営難に陥った企業の債券や株式が企業価値に比較して割安と判断されるものに投資する戦略です。
 - ・ 転換社債裁定：転換社債とは株式に転換できる社債です。転換社債の価値がその株式債券と比較して歪みがある場合これを利用する戦略です。

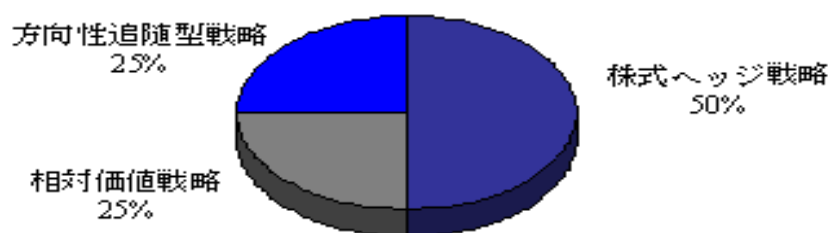
■ 方向性追随型戦略

- 市場に一定の方向性が出ると予測されるところに（買いまたは売りの）ポジションを持つ戦略です。
 - ・ グローバル・マクロ：グローバルな経済環境の変化を分析して、世界中の株式・通貨・金利、その他様々なデリバティブも駆使して買い持ち、売り持ちのポジションを組む戦略です。
 - ・ C T A ：コモディティ・トレーディング・アドバイザーの略です。世界中の上場商品先物取引のみならず、株式、金利、債券等の先物市場にも投資します。

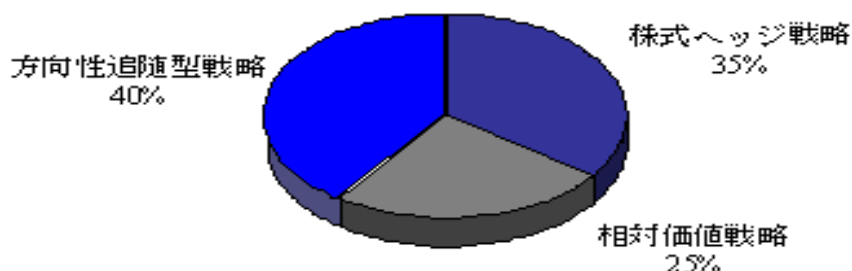
SGAM AI エクイリブリアム ファンドのヘッジ ファンド運用戦略別アロケーションの一例

投資環境に応じて、運用戦略別アロケーションをダイナミックに変更します。

■ 強気相場：株式ヘッジをオーバーウエイト



■ 弱気相場：方向性追随型をオーバーウエイト



■ 方向性の無い相場：相対価値型をオーバーウエイト



上図は、アロケーションの考え方を示すためのイメージ図であり、例示された市場環境において必ずしも同様のアロケーションとなることを約束するものではありません。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(a) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(b) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(c) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(d) 外国金融商品市場において行う取引であって、(a)から(c)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(e) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(f) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利

- (g) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (h) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (i) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(a)から(h)までに掲げるものに該当するものを除きます。）にかかる権利

八．金銭債権

二．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券

主として「S G A 債」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) コマーシャル・ペーパー

(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

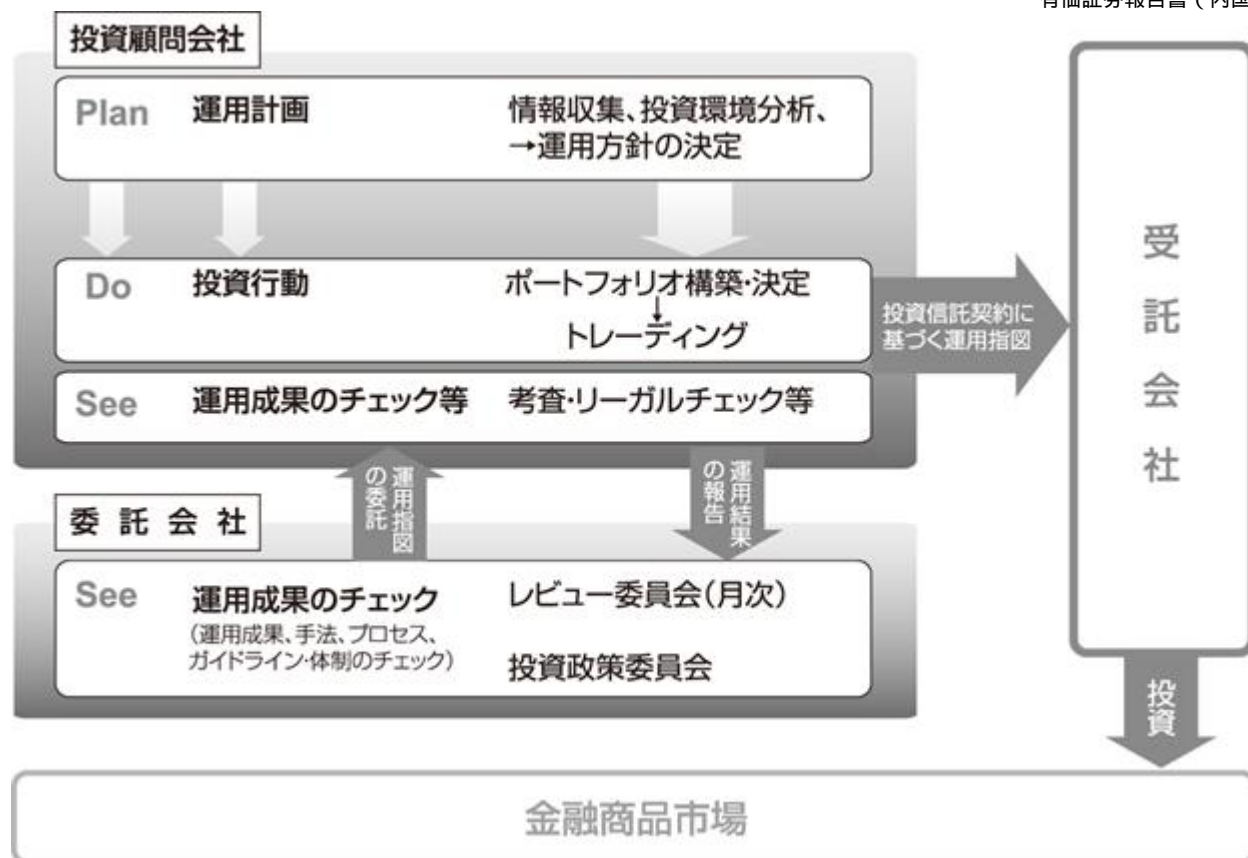
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記 の(a)から(f)までに掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

その他

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産額の10%を超えないこととします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(3) 【運用体制】



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・・・投資顧問契約により委託された投資顧問会社（１名程度）
- 投資行動・・・・・・・・・・投資顧問会社（１名程度）
- 運用成果のチェック・・・投資顧問会社、委託会社のレビュー委員会（７名以上）、
投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

- 受託会社・・・・・・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
- 投資顧問会社・・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として6月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。ただし、第11期計算期間（平成24年6月21日から平成24年6月29日まで）は分配を行いません。

A 分配対象額の範囲

元本超過額、または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

B 収益分配方針金額

１口あたりの分配額は、委託会社がファンドの主要投資対象であるＳＧＡ債の利回り水準

等を勘案して設定時（平成14年6月24日）に決定します。この一定の分配額を、毎決算日に支払います。

C 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額控除後、収益分配前の信託財産の純資産額に応じて、次に掲げる額とします。

- A 当該純資産総額が当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
- B 当該純資産総額が当該元本額に満たない場合には、配当等収益から信託事務の諸費用、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の交付

毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金のお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(5) 【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

- A SGAが発行する債券、SGA債以外への投資は、約款の規定の範囲で行います。
- B 株式への直接投資は行いません。
- C 外貨建資産（外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券およびユーロ円建ての有価証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- D 同一銘柄の債券へ純資産額の50%を超えて投資することができます。
- E 公社債の空売りの指図はしません。
- F 公社債の借入りの指図はしません。
- G 資金の借入れについては、約款の規定の範囲で行います。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが最終的に投資する投資先のファンドは、有価証券など値動きのある証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、ファンドは、償還時の元本は確保されていますが、金融機関の預金と異なり途中解約時の元金が保証されているものではありません。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

主なリスク

A 倒産リスク

ソシエテ ジェネラルは、ファンドの償還時における元本の保証銀行です。したがって、ファンドはソシエテ ジェネラルの信用リスクの影響を受けます。ソシエテ ジェネラルが倒産し、ファンドの償還時における基準価額が元本を下回っていた場合、元本は確保されません。また、ファンドはS G A債に投資することから、S G A債の発行会社であるエスジーイー・ソシエテ ジェネラル アクセプタンス・エヌブイの倒産リスクの影響も受けます。

B 金利変動リスク・希薄化リスク

ファンドはS G A債に投資することから、金利変動リスクの影響を受けます。また、ファンドの償還日における償還価額は、これに関し支払われるべき手数料および費用を理由とする希薄化の影響を受けます。

C ファンド オブ ヘッジ ファンズの投資リスク

ファンドはS G A債に投資することから、S G A債のリターンに最終的に影響を与えるファンド オブ ヘッジ ファンズの投資リスクも反映します。

イ トレーディング・アドバイザー

ファンド オブ ヘッジ ファンズの運用成績は、投資先のヘッジ ファンドの運用成績次第です。リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイは、ヘッジ ファンド・トレーディング・マネージャー側の詐欺行為または不正表示のリスクを防ぐことはできない可能性があります。

ロ 複数のヘッジ ファンド

一定の状況において、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイは、ヘッジ ファンドを解任し、入れ替え、追加することができます。かかる措置の結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズの全体的運用成績が、ある期間損なわれることがあります。

ハ 独立したヘッジ ファンド

ヘッジ ファンドは、互いに独立して取引し、時には経済的には相殺し合うポジションを保有することがあります。ヘッジ ファンドが実際にかかるポジションを保有する範囲において、ファンド オブ ヘッジ ファンズ全体としては、発生しうる手数料または費用にも関わらず、何らの損益をも達成しないことがあります。

ニ 変動の大きな投資対象への投資

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、新興市場のファンドまたは金融デリバティブ等変動の大きな商品に投資するファンドに投資することがあります。そのほか、デリバティブまたは借り入れの利用を通じて、その純資産価額の乱高下をさらに高めることになるレバレッジされた戦略を実施することがあります。

ホ デリバティブ商品の利用

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、ヘッジ目的のために用いられるデリバティブ商品を利用することがあり、またかかる商品を利用するファンドに投資することがあります。かかる商品は、空売りまたはオプション引受けのためにも利用されることがあり、当初の預託金または

受取りプレミアムを大きく上回る損失となることがあり得ます。

ヘ 新興市場への投資

ファンド オブ ヘッジ ファンズの裏付けとなる投資対象およびファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドの裏付けとなる投資対象には、新興国の経済または証券市場の国々の発行体の有価証券が含まれることがあります。多くのかかる国々の政治・経済体制は重大な変容と急速な発展の過程にあったり、先進国を特徴づける社会・政治および経済の安定性を欠くことがあります。かかる一部の国々は、過去において私有財産権を認めなかったり、時には私企業の資産を国有化または収用したことがあります。その結果、国有化・資産の収用または通貨交換の制限を含むかかる国々への投資のリスクは増大することがあります。そのほか、予想外の政治的または社会的展開が、ファンド オブ ヘッジ ファンズの裏付けとなる投資対象の価格に影響することがあります。

ト クローズドエンド型投資信託への投資

投資ファンド オブ ヘッジ ファンズは、流動性が一部制限されたファンドその他の投資スキームに投資することがあります。そのほか、同ファンドは、監督当局による投資スキームへの監督が全く、または、ほとんど行われていない法域で設定されたヘッジ ファンドおよび投資スキームに投資することがあります。その上、他のファンドおよび投資信託への投資は、ファンド オブ ヘッジ ファンズによる直接投資よりも透明性が低いことがあります。

チ 為替相場リスク

ファンド オブ ヘッジ ファンズの資産のかなりの部分は、日本円以外の通貨で運用されます。さらに、外国為替市場等の一部市場は、しばしば市場に直接もしくは間接的に影響する政府の介入を受けます。

リ 買付申込みまたは解約請求の影響

大量の買付申込みまたは解約請求が、ファンド オブ ヘッジ ファンズの純資産価額（ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドを含む。）に影響するような資産の早急の清算、または、資産の一時的な希薄化をもたらすことがあります。解約はまた、ファンド オブ ヘッジ ファンズの固定コストがより少ない投資家間で分担されることになるため、残る投資家にとってはより高い費用負担をもたらすことになり得ます。

ヌ 取引額および分散化

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、他のファンドへの投資その他を通じて直接・間接的に多額の取引コストを負担しなければならないことがあります。そのほか、分散化の結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドの一部アドバイザーは、たとえファンド オブ ヘッジ ファンズ全体として利益を実現していない場合であっても顧問報酬および成功報酬を受け取ることがあります。

ル 非流動性商品

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、その投資方針の一環として、特定の性質を理由として他の商品よりも大幅に流動性が低い商品に投資することができ、またかかる商品に投資するファンドに投資することができます。その結果、ファンド オブ ヘッジ ファンズは、当該資産の価格が大きく変動する期間中に当該資産を換金しようとする時には大幅な遅滞を被ることがあります。

ロ 取引相手リスク

ファンド オブ ヘッジ ファンズは、取引相手のパフォーマンスまたは信用リスクを受けることになり得るスワップ、買戻、貸付、その他の取引を行うファンドに投資します。

ワ 破産または債務不履行

ファンド オブ ヘッジ ファンズが投資するファンドのための取引を執行するために採用されるプライム・ブローカーまたはその他ブローカーの破産の場合、同ファンドは、その資金を回収できないことがあり、また投資家は、本来高い収益性をあげられたとしても、多額の損失を被ることがあり得ます。

カ 規定上の変更

法令の追加的変更が、ファンド オブ ヘッジ ファンズまたはそれが投資するファンドに、重大な悪影響を及ぼすことがあります。

- (2) 投資顧問会社（リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ）のリスク管理について
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイのリスク部門が常時、ファンドのリスクモニタリングを行います。またオペレーショナルリスクについてもモニタリングを行っています。さらにソシエテ ジェネラルのリスク部門は、ファンドが組み入れる E M T N についてリスクモニタリングを行います。
- (3) 委託会社のリスク管理について
アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告します。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にはリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、1口1円に、取得申込口数または取得申込総金額に応じて2.1%（税抜き2.0%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.790%以内を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.440%以内	0.300%	0.050%

S G A M A I エクイリブリアム ファンド等への組入比率がファンドの純資産総額の1.250%以下となった場合、委託会社と販売会社の報酬はそれぞれ0.140%、0.050%まで引下げられます。

(4) 【その他の手数料等】

償還時の元本の確保に関して支払う銀行保証料は、純資産総額に対して年率0.06%以内です。保証料は、信託財産中から支弁します。また、運用の外部委託にかかる投資顧問報酬は、純資産総額に対して年率0.20%以内です。この報酬は上記(3) 信託報酬等に定める委託者報酬に含まれています。投資顧問報酬は委託会社から投資顧問会社に直接支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0525%（税抜き0.0500%）を乗じて得た金額を毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドの主要投資対象であるS G A債には、別途年率0.25%以内の管理報酬が課せられます。また、ファンドが間接的に投資するS G A M A I エクイリブリアム ファンドの信託報酬は、S G A債のS G A M A I エクイリブリアム ファンドに対する投資額が15億円以上の場合年率1.20%となり、15億円未満の場合は1.50%となります。

(5) 【課税上の取扱い】

元本額について

A 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の元本超過額が課税対象となります。

B 収益分配金の課税について

収益分配金は源泉分離課税の対象となります。すなわち、15%の税率による所得税の源泉徴収、および5%の税率による地方税の源泉徴収がなされます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

A 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

B 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成23年7月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	オランダ	1,197,289,410	99.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	5,842,528	0.48
合計（純資産総額）		1,203,131,938	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オランダ	社債券	Societe Generale Acceptance NV	1,197,050,000	100.00	1,197,050,000	100.02	1,197,289,410	0	2012/06/19	99.51

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	99.51
合計		99.51

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年7月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成15年 6月20日）	7,806,392,495	7,824,675,914	1.0674	1.0699
第2期計算期間末（平成16年 6月21日）	5,137,766,153	5,151,179,262	0.9576	0.9601
第3期計算期間末（平成17年 6月20日）	4,695,521,258	4,707,074,481	1.0161	1.0186
第4期計算期間末（平成18年 6月20日）	3,565,754,263	3,574,944,636	0.9700	0.9725
第5期計算期間末（平成19年 6月20日）	3,184,891,730	3,193,056,006	0.9753	0.9778
第6期計算期間末（平成20年 6月20日）	2,457,980,296	2,464,379,512	0.9603	0.9628
第7期計算期間末（平成21年 6月22日）	1,787,834,229	1,792,325,959	0.9951	0.9976
第8期計算期間末（平成22年 6月21日）	1,402,136,667	1,405,627,388	1.0042	1.0067

第9期計算期間末（平成23年 6月20日）	1,234,512,168	1,237,581,071	1.0057	1.0082
平成22年 7月末日	1,366,763,062	-	0.9993	-
8月末日	1,368,078,608	-	1.0025	-
9月末日	1,326,035,665	-	1.0028	-
10月末日	1,316,674,008	-	1.0039	-
11月末日	1,311,517,898	-	1.0048	-
12月末日	1,278,112,458	-	1.0034	-
平成23年 1月末日	1,246,352,913	-	1.0024	-
2月末日	1,242,811,828	-	1.0035	-
3月末日	1,239,300,618	-	1.0063	-
4月末日	1,237,487,314	-	1.0081	-
5月末日	1,237,561,657	-	1.0081	-
6月末日	1,228,147,726	-	1.0055	-
7月末日	1,203,131,938	-	1.0055	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成14年 6月24日 至 平成15年 6月20日	0.0025
第2期計算期間	自 平成15年 6月21日 至 平成16年 6月21日	0.0025
第3期計算期間	自 平成16年 6月22日 至 平成17年 6月20日	0.0025
第4期計算期間	自 平成17年 6月21日 至 平成18年 6月20日	0.0025
第5期計算期間	自 平成18年 6月21日 至 平成19年 6月20日	0.0025
第6期計算期間	自 平成19年 6月21日 至 平成20年 6月20日	0.0025
第7期計算期間	自 平成20年 6月21日 至 平成21年 6月22日	0.0025
第8期計算期間	自 平成21年 6月23日 至 平成22年 6月21日	0.0025
第9期計算期間	自 平成22年 6月22日 至 平成23年 6月20日	0.0025

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成14年 6月24日 至 平成15年 6月20日	7.0
第2期計算期間	自 平成15年 6月21日 至 平成16年 6月21日	10.1
第3期計算期間	自 平成16年 6月22日 至 平成17年 6月20日	6.4
第4期計算期間	自 平成17年 6月21日 至 平成18年 6月20日	4.3
第5期計算期間	自 平成18年 6月21日 至 平成19年 6月20日	0.8
第6期計算期間	自 平成19年 6月21日 至 平成20年 6月20日	1.3
第7期計算期間	自 平成20年 6月21日 至 平成21年 6月22日	3.9
第8期計算期間	自 平成21年 6月23日 至 平成22年 6月21日	1.2

第9期計算期間	自 平成22年 6月22日 至 平成23年 6月20日	0.4
---------	--------------------------------	-----

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

$$\left(\text{当該計算期間末分配付基準価額} - \text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \div \left(\text{当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額} \right) \times 100$$

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間 自 平成14年 6月24日 至 平成15年 6月20日	7,313,367,663	—	7,313,367,663
第2期計算期間 自 平成15年 6月21日 至 平成16年 6月21日	—	1,948,124,046	5,365,243,617
第3期計算期間 自 平成16年 6月22日 至 平成17年 6月20日	—	743,954,409	4,621,289,208
第4期計算期間 自 平成17年 6月21日 至 平成18年 6月20日	—	945,139,838	3,676,149,370
第5期計算期間 自 平成18年 6月21日 至 平成19年 6月20日	—	410,438,814	3,265,710,556
第6期計算期間 自 平成19年 6月21日 至 平成20年 6月20日	—	706,024,033	2,559,686,523
第7期計算期間 自 平成20年 6月21日 至 平成21年 6月22日	—	762,994,497	1,796,692,026
第8期計算期間 自 平成21年 6月23日 至 平成22年 6月21日	—	400,403,560	1,396,288,466
第9期計算期間 自 平成22年 6月22日 至 平成23年 6月20日	—	168,727,238	1,227,561,228

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）設定口数は、当初設定口数です。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) ファンド取得の申込期間（平成14年5月27日から平成14年6月21日まで）はすでに終了しております。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことで換金ができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の実行の請求単位は以下のとおりです。

取扱場所	単位
一般コース	100万口単位
金額指定コース	1口単位

一部解約の実行の請求の受付は、後述の(2)において記載されている解約日において、午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分として取り扱います。午後3時を過ぎてからのお申込みは受け付けできません。

- (2) 解約日は、平成15年6月20日（金曜日）より、原則毎月20日のみとなります。ただし、日本の休業日、フランスの銀行休業日または金融商品市場の休場日の場合は翌営業日となります。また、平成15年6月19日まではクローズド期間中となりますので、この間の途中の一部解約は原則できません。なお、最終解約日は平成24年5月21日となります。受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由により、クローズド期間中であっても、委託会社に特別解約の請求をすることができます。ただし、特別解約の受け付けは、原則毎月20日のみとなります（日本の休業日、フランスの銀行休業日または金融商品市場の休場日の場合は翌営業日となります。）。

- A．受益者が死亡したとき
- B．受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- C．受益者が破産宣告を受けたとき
- D．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- E．その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を記する所定の書類の提出を求めることができます。

- (3) 手取額は、一部解約の申込みを受け付けた翌営業日の基準価額から所得税および地方税（解約価額が元本を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。
- (4) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (5) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6) 委託会社は、S G A 債の時価評価ができない場合、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行を中止することができます。これにより一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(3)の規定に準じて算出した基準価額での解約とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- (8) いずれかの解約日において、受益者からの受益権の解約請求の合計がその解約日におけるファンドの発行済のすべての受益権の10%を超える場合、委託会社は、その裁量で、解約請求が受領され

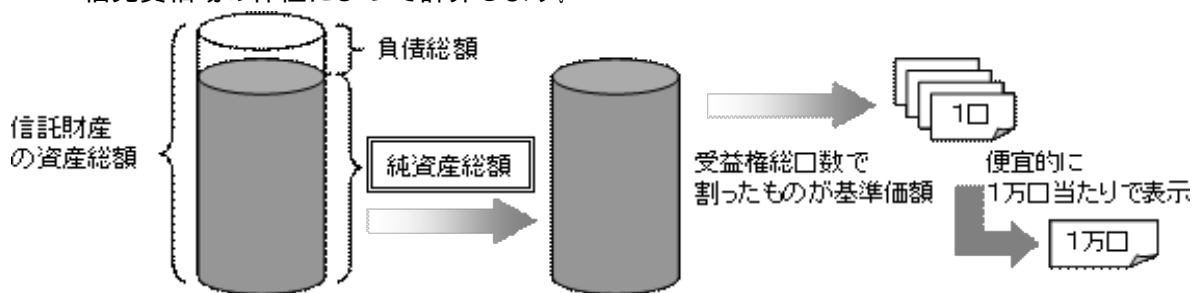
た該当する解約日のかかる発行済の受益権の当該超過口数に関して、解約請求を拒絶することができます。委託会社がこの理由で受益権に対する解約請求を拒否した場合は、当該解約日における解約請求は、按分比例して引下げられるものとし、解約請求にもかかわらず解約が行われなかった受益権は、その後に受領したいずれの解約請求に対しても優先して、その後の各解約日に解約されるものとします。ただし、委託会社は、元の解約請求にかかる受益権が適切に解約されるまでは、いずれの解約日でも発行済受益権の口数の10%を超える分について解約請求を受入れる義務はないものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券は除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。なお外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社（下記、お問い合わせ先）にお問い合わせください。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成14年6月24日から平成24年6月29日までです。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年6月21日から翌年6月20日までとします。ただし第1期の計算期間は、平成14年6月24日から平成15年6月20日まで、第11期の計算期間は平成24年6月21日から平成24年6月29日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

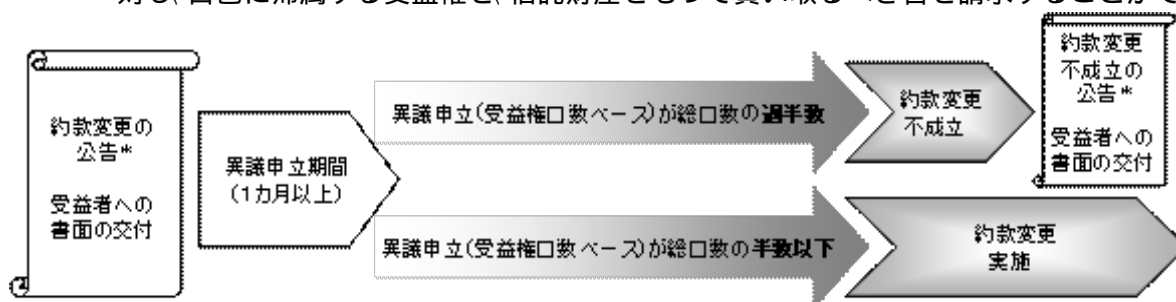
償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社でお支払いします。

償還金の価額は、平成24年6月20日の翌営業日に計算される基準価額とします。ただし、当該基準価額が元本価額を下回っている場合においては、保証契約に従い償還価額は元本価額とします。償還金手取額は、平成24年6月20日の翌営業日の基準価額に口数を乗じた金額から所得税および地方税（基準価額が元本額を上回った場合その超過額の20%）を差し引いた金額となります。

信託約款の変更

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- B 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる、知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- D 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- E 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、AからDの規定にしたがいます。
- F 前記Cの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

償還時元本確保（保証）の終了

以下の場合、保証銀行は、ファンドの存続期間が満了するまでの間いつでも、委託会社、受託会社および保証銀行の間の保証契約を解約することにより、償還時の元本確保（保証）を終了させることができます。

- A ファンドの合併、分割、解散および清算の場合
- B 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、委託会社、投資顧問会社、受託会社、保管銀行が変更されたり、投資顧問契約、約款、保管契約が終了した場合
- C 保証銀行の事前の書面による同意を得ないで、約款、目論見書または届出書が変更された場合
- D 法令の変更により、ファンドに対して直接または間接に新たな財務的負担が生じた場合
- E 保証契約に記載される委託会社および受託会社の表明および保証が虚偽もしくは不正確な場合

関係法人との契約の更改等に関する手続

A 販売会社との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

B 投資一任契約の解除

投資一任契約の解除の必要が生じた場合は、90日前までにいずれかの事前通知によって行われます。

C 保証契約

保証契約については前記「 償還時元本確保（保証）の終了」をご参照ください。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「 信託約款の変更」のAからDの規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

毎期決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

信託の終了

- A 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- イ 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- ロ やむを得ない事情が発生したとき

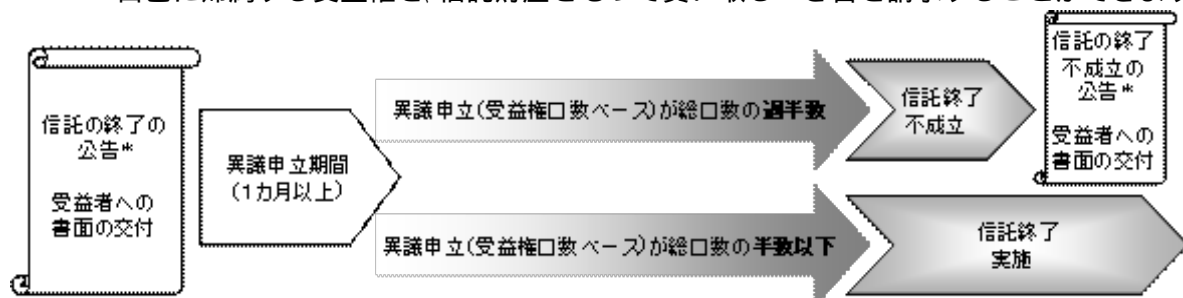
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨が付記されます。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- B Aの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- C 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- イ 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - ロ 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
 - ハ 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- D 信託期間中にファンドの純資産総額が7億円を下回った場合には、委託会社の判断で、この信託契約を終了することができます。
- E 前記「 受託会社の辞任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- その他
- A 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- B ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- C 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- D 「 信託の終了」の規定に該当する場合は、保証銀行による償還時の元本確保を目的とした保証契約の適用は受けられません。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、保有する受益権口数に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成21年6月23日から平成22年6月21日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けており、第9期計算期間(平成22年6月22日から平成23年6月20日まで)の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

S G 償還時元本確保型ファンド02 - 06

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (平成22年 6月21日現在)	第9期計算期間末 (平成23年 6月20日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,580,518	17,795,292
社債券	1,388,710,736	1,222,070,000
未収利息	26	24
流動資産合計	1,408,291,280	1,239,865,316
資産合計	1,408,291,280	1,239,865,316
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,490,721	3,068,903
未払受託者報酬	360,920	309,466
未払委託者報酬	1,371,452	1,175,968
その他未払費用	931,520	798,811
流動負債合計	6,154,613	5,353,148
負債合計	6,154,613	5,353,148
純資産の部		
元本等		
元本	1,396,288,466	1,227,561,228
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,848,201	6,950,940
元本等合計	1,402,136,667	1,234,512,168
純資産合計	1,402,136,667	1,234,512,168
負債純資産合計	1,408,291,280	1,239,865,316

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期計算期間 自 平成21年 6月23日 至 平成22年 6月21日	第9期計算期間 自 平成22年 6月22日 至 平成23年 6月20日
営業収益		
受取利息	9,609,492	8,107,772
有価証券売買等損益	16,265,407	1,401,660
営業収益合計	25,874,899	9,509,432
営業費用		
受託者報酬	771,875	646,832
委託者報酬	2,933,043	2,457,889
その他費用	2,042,652	1,712,339
営業費用合計	5,747,570	4,817,060
営業利益又は営業損失（ ）	20,127,329	4,692,372
経常利益又は経常損失（ ）	20,127,329	4,692,372
当期純利益又は当期純損失（ ）	20,127,329	4,692,372
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,857,797	5,848,201
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,930,610	520,730
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,930,610	520,730
分配金	3,490,721	3,068,903
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,848,201	6,950,940

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第8期計算期間
項 目	自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日のため、平成21年6月23日から平成22年6月21日までとなっております。

項目	第9期計算期間
	自 平成22年6月22日 至 平成23年6月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成22年6月22日から平成23年6月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期計算期間末 (平成22年6月21日現在)	
1.計算期間の末日における受益権の総数	1,396,288,466口
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0042円
(10,000口当たり純資産額	10,042円)

項目	第9期計算期間末 (平成23年 6月20日)
1. 設定年月日	平成14年6月24日
設定元本額	7,313,367,663円
期首元本額	1,396,288,466円
元本残存率	16.7%

2. 計算期間末日における受益権の総数

1,227,561,228口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間

自 平成21年6月23日

至 平成22年6月21日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 2,980,398円

2. 分配金の計算過程

計算期末における分配対象金額 3,515,097円（1万口当たり25円）のうち、3,490,721円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

項 目		
当ファンドの配当等収益額	A	9,609,492円
親ファンドの配当等収益額	B	- 円
配当等収益合計額	C = A + B	9,609,492円
経費	D	5,747,570円
差引配当等収益額	E = C - D	3,861,922円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	1,396,288,466口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	1,534,056,353口
分配可能額	H = E × F / G	3,515,097円
1万口当たり分配可能額	I = H / F × 10,000	25円
1万口当たり分配金額	J	25円
収益分配金金額	K = F × J / 10,000	3,490,721円

第9期計算期間

自 平成22年6月22日

至 平成23年6月20日

1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として委託者報酬の中から支弁する額 899,048円

2. 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の元本超過額10,019,843円が、費用等控除後の配当等収益額3,290,712円を超過しているため、純資産額の元本超過額10,019,843円（1万口当たり81円）を分配対象収益として、うち3,068,903円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第8期計算期間
項 目	自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 市場リスクの管理 価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 信用リスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別	第8期計算期間
項 目	自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法	有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
-----------	--

金融商品の状況に関する事項

項目	第9期計算期間 自 平成22年6月22日 至 平成23年6月20日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、社債券であります。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 貸借対照表計上額の社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額の妥当性を確認するために、当ファンドの主要投資対象である社債券について独自評価を行っております。また、当該社債の発行体の信用格付、社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行い、定期的にリスク委員会に報告しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期計算期間末 (平成23年 6月20日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期計算期間末 (平成23年6月20日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	1,344,277
合計	1,344,277

（デリバティブ取引等に関する注記）

第9期計算期間末（平成23年6月20日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間（自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社の親会社 の子会社	SGAM Banque	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の売付、買付 の取り扱い等	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラル アクセプタンス債 の売付額	367,824,518	-	-
委託会社の親会社	Societe Generale	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の売付、買付 の取り扱い等	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラル アクセプタンス債 の売付額	10,946,964	-	-
委託会社の親会社 の子会社	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス・エヌバイ	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の発行体	ユーロ円建利付社 債	-	社債券	1,388,710,736

第9期計算期間（自 平成22年6月22日 至 平成23年6月20日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
- (注)2	SGAM Banque	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラ ル アクセプタン ス債の売付、買付 の取り扱い等	エスジーイー・ソ シエテ ジェネラル アクセプタンス債 の売付額	21,769,480	-	-

（注）1. 社債券の売付・買付価格は、公正価格により決定しております。

2. 平成21年12月31日をもって親会社の変更に伴い、関連当事者の範囲から除外されております。ただし、受益者への開示の継続性等を考慮し、平成22年7月1日の委託会社の商号変更以前までの期間について、関連当事者として取引金額を開示しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第8期計算期間（自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第9期計算期間末 (平成23年6月20日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0057円 (10,057円)

（その他の注記）

1. 元本の移動

第8期計算期間 自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日	
設定年月日	平成14年6月24日
設定元本額	7,313,367,663円
期首元本額	1,796,692,026円
元本残存率	19.1%

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第8期計算期間 自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
社債券	15,623,925
合 計	15,623,925

3. デリバティブ取引関係

第8期計算期間（自 平成21年6月23日 至 平成22年6月21日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	SOCIETE GENERALE ACCEPTANCE NV	1,222,070,000	1,222,070,000	

	小計	銘柄数 組入時価比率	1,222,070,000 1 99.0%	1,222,070,000 100.0%	
	社債券 合計			1,222,070,000	
	合計			1,222,070,000	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年7月末日現在

資産総額	1,203,714,604 円
負債総額	582,666 円
純資産総額（ - ）	1,203,131,938 円
発行済口数	1,196,587,168 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0055 円
（1万口当たり純資産額）	（10,055 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在 資本金の額 : 12億円
 発行株式総数 : 9,000,000株
 発行済株式総数 : 2,400,000株
 過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

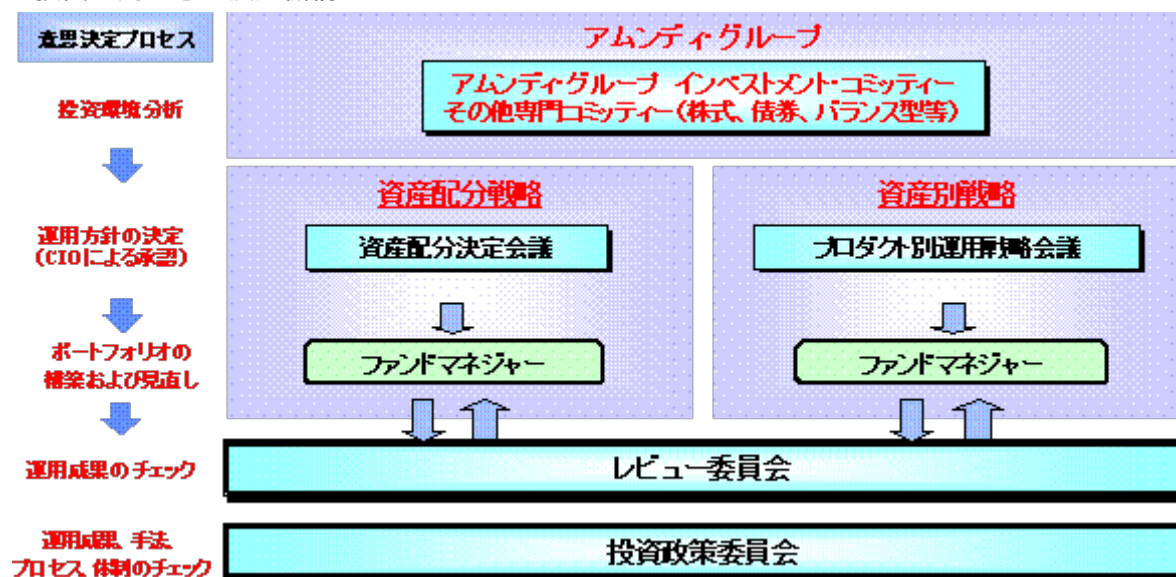
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成23年7月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	119	337,628
単位型公社債投資信託	3	3,720
追加型株式投資信託	136	1,138,367
追加型公社債投資信託	1	19,264
合 計	259	1,498,979

3【委託会社等の経理状況】

（１）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（２）財務諸表及び財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)		第30期 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,573,505		5,186,673
有価証券		1,304,815		1,001,358
関係会社短期貸付金	*1	850,000		-
前払費用		46,715		403,282
未収還付法人税等		-		93,284
未収入金		-		6,479
未収委託者報酬		806,446	*1	1,437,380
未収運用受託報酬	*1	739,788	*1	866,717
未収投資助言報酬	*1	50,560		35,736
未収収益		-		13,872
繰延税金資産		-		178,538
立替金		37,211	*1	43,594
差入保証金		219,207		-
その他	*1	8,268		271
流動資産合計		7,636,513		9,267,185
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	2,185	*2	154,935
器具備品(純額)	*2	52,785	*2	160,814
有形固定資産合計		54,969		315,748
無形固定資産				
ソフトウェア		11,690		15,269
電話加入権		2,219		2,804
無形固定資産合計		13,909		18,074
投資その他の資産				
投資有価証券		312,532		316,162
関係会社株式		162,693		86,168
長期未収入金		8,000		7,000
長期差入保証金		4,930		223,620
長期前払費用		-		238
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		8,000		7,000
投資その他の資産合計		480,216		626,248
固定資産合計		549,094		960,069
資産合計		8,185,607		10,227,255

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)	第30期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	6,242	4,012
預り金	*1 128,289	338,444
未払金	819,836	995,236
未払償還金	14,564	12,745
未払手数料	*1 445,389	667,369
その他未払金	*1 359,883	*1 315,122
未払費用	*1 190,445	*1 306,345
未払法人税等	224,022	-
未払消費税等	42,047	10,404
前受収益	167	1,223,720
賞与引当金	65,000	130,583
役員賞与引当金	18,000	19,919
統合関連費用引当金	368,000	143,429
その他	7,568	-
流動負債合計	1,869,617	3,172,092
固定負債		
リース債務	3,532	2,000
繰延税金負債	-	15,402
退職給付引当金	-	55,426
資産除去債務	-	58,469
固定負債合計	3,532	131,296
負債合計	1,873,149	3,303,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	1,342,567
資本剰余金合計	1,076,268	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	3,927,410	3,195,308
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	2,327,410	1,595,308
利益剰余金合計	4,037,503	3,305,400
株主資本合計	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,313	369
評価・換算差額等合計	1,313	369
純資産合計	6,312,459	6,923,866

負債・純資産合計	8,185,607	10,227,255
----------	-----------	------------

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,824,507	7,415,163
運用受託報酬	2,081,219	2,351,244
投資助言報酬	116,617	48,240
その他営業収益	-	149,127
営業収益合計	5,022,343	9,963,775
営業費用		
支払手数料	1,435,977	3,507,361
広告宣伝費	12,553	178,753
公告費	3,942	-
調査費	515,792	1,634,240
調査費	399,056	656,837
委託調査費	116,736	977,403
委託計算費	-	20,231
営業雑経費	91,869	173,809
通信費	8,381	48,587
印刷費	75,346	113,422
協会費	8,142	11,799
営業費用合計	2,060,134	5,514,394
一般管理費		
給料	1,817,215	2,765,239
役員報酬	109,283	184,220
給料・手当	1,542,436	2,237,168
賞与	159,280	342,503
役員賞与	6,216	1,349
交際費	4,724	28,464
旅費交通費	27,346	84,716
租税公課	39,820	34,849
不動産賃借料	241,861	217,062
賞与引当金繰入	65,000	130,583
役員賞与引当金繰入	14,764	19,919
退職給付費用	71,285	236,564
固定資産減価償却費	35,169	50,076
福利厚生費	233,485	417,155
諸経費	113,206	263,708
一般管理費合計	2,663,874	4,248,335
営業利益	298,335	201,046
営業外収益		

受取配当金	*1	1,001,109		-
有価証券利息		14,705		9,261
受取利息	*1	18,095	*1	4,455
有価証券売却益		374		-
投資信託監査報酬差益		292		-
法人税等還付加算金		6,464		-
雑収入		6,277		12,052
営業外収益合計		1,047,316		25,769
営業外費用				
支払利息		43		-
為替差損		7,892		26,339
有価証券売却損		5,730		14,398
雑損失		698		4,091
営業外費用合計		14,362		44,829
経常利益		1,331,288		181,986
特別利益				
集団訴訟和解金	*2	6,809		-
投資有価証券売却益		2,794		-
清算配当金		-	*1*2	636,420
特別利益合計		9,603		636,420
特別損失				
関係会社株式評価損	*3	5,424		-
減損損失	*4	155,202	*3	6,653
統合関連費用引当金繰入		368,000		-
固定資産除却損		-	*4	3,326
特別損失合計		528,626		9,979
税引前当期純利益		812,266		808,428
法人税、住民税及び事業税	*1	574,992		3,153
過年度法人税等		4,417		3,254
法人税等調整額		48,478		34,822
法人税等合計		627,887		34,721
当期純利益		184,379		773,707

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000

資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
合併による増加	-	1,342,567
当期変動額合計	-	1,342,567
当期末残高	-	1,342,567
資本剰余金合計		
前期末残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
合併による増加	-	1,342,567
当期変動額合計	-	1,342,567
当期末残高	1,076,268	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,143,031	2,327,410
当期変動額		
合併による増加	-	1,025,810
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	732,103
当期末残高	2,327,410	1,595,308
利益剰余金合計		
前期末残高	3,853,124	4,037,503
当期変動額		
合併による増加	-	1,025,810
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707

当期変動額合計	184,379	732,103
当期末残高	4,037,503	3,305,400
株主資本合計		
前期末残高	6,129,392	6,313,771
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	610,464
当期末残高	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
評価・換算差額合計		
前期末残高	761	1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	552	944
当期末残高	1,313	369
純資産合計		
前期末残高	6,128,631	6,312,459
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	480,000
当期純利益	184,379	773,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	552	944
当期変動額合計	183,827	611,408
当期末残高	6,312,459	6,923,866

重要な会計方針

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同 左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同 左
	(5) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等 同 左

会計方針の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	1. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 2. 資産除去債務に関する会計基準等 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,421千円減少しております。

表示方法の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(損益計算書) 従来区分掲記していた「公告費」を、当事業年度から「広告宣伝費」に含めて表示しております。

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																										
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>71,963千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>42,600千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>2,150千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>30,758千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>6,620千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	71,963千円	未収運用受託報酬	42,600千円	立替金	2,150千円	その他未払金	30,758千円	未払費用	6,620千円
未収運用受託報酬	11,412千円																										
未収投資助言報酬	949千円																										
その他	3,636千円																										
関係会社短期貸付金	850,000千円																										
預り金	898千円																										
未払手数料	16,782千円																										
未払費用	10,849千円																										
その他未払金	352,967千円																										
未収委託者報酬	71,963千円																										
未収運用受託報酬	42,600千円																										
立替金	2,150千円																										
その他未払金	30,758千円																										
未払費用	6,620千円																										
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>44,048千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>117,902千円</td></tr> </table>	建物	44,048千円	器具備品	117,902千円																		
建物	75,375千円																										
器具備品	71,847千円																										
建物	44,048千円																										
器具備品	117,902千円																										

（損益計算書関係）

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)										
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>3,717千円</td></tr> <tr> <td>清算配当金</td><td>636,420千円</td></tr> </table>	受取利息	3,717千円	清算配当金	636,420千円
受取利息	14,758千円										
受取配当金	1,001,079千円										
法人税、住民税及び事業税	360,805千円										
受取利息	3,717千円										
清算配当金	636,420千円										
*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。										
*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損	*3 特別損失に含まれる減損損失										

関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。

*4 特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社ビル	処分予定資産	器具備品(絵画)
		建物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

器具備品(絵画)は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品(絵画)については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。

建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	86,802千円
器 具 備 品	68,399千円
合 計	155,202千円

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物
		器具備品

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合 計	6,653千円

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- (1) 配当金の総額 480百万円
 (2) 1株当たり配当額 200円
 (3) 基準日 平成22年3月31日
 (4) 効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千 円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主 総会	普通 株 式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品	(1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左
(2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。	(2) リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品関係）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）			
1. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。			
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。 未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。 また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項			
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。			
（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-
(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。			

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額(千円)
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの(国債)	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	86,168

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

（有価証券関係）

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額162,693千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
--	---------	-----------------	-----------------

株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行っております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	304,560	1,125
	(3) その他(注)	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

（注）投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

（デリバティブ取引関係）

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第29期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。	
2. 退職給付費用の額	
退職給付費用*1	20,900 千円
その他 *2	50,386 千円
合計	71,285 千円
*1 退職給付費用は、退職金支払額であります。	
*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。	

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939
4. 退職給付債務の計算基礎	
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。	

（税効果会計関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>子会社株式に係る株式配当認定益</td><td>17,208</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td>40,333</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>3,255</td></tr> <tr><td>未払事業税等否認額</td><td>55,885</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認額</td><td>8,927</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>485</td></tr> <tr><td>統合関連費用引当金繰入否認額</td><td>149,739</td></tr> <tr><td>関係会社株式に係る評価損否認額</td><td>2,207</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失否認額</td><td>63,152</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>16,228</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>357,420</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>357,420</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table>	子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333	貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255	未払事業税等否認額	55,885	ゴルフ会員権評価損否認額	8,927	その他有価証券評価差額金	485	統合関連費用引当金繰入否認額	149,739	関係会社株式に係る評価損否認額	2,207	固定資産減損損失否認額	63,152	未払費用否認額	16,228	繰延税金資産小計	357,420	評価性引当額	357,420	繰延税金資産合計	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>前受収益否認額</td><td>497,932</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>861,283</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>110,997</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度額超過額</td><td>53,134</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度額超過額</td><td>22,553</td></tr> <tr><td>減価償却資産</td><td>18,817</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>23,791</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24,839</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,613,345</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>1,427,810</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td>6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>178,538</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td>22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td>6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>15,402</td></tr> </table>	前受収益否認額	497,932	繰越欠損金	861,283	未払費用否認額	110,997	賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	減価償却資産	18,817	資産除去債務	23,791	その他	24,839	繰延税金資産小計	1,613,345	評価性引当金	1,427,810	繰延税金負債との相殺	6,997	繰延税金資産合計	178,538	資産除去債務に対応する除去費用	22,399	繰延税金負債小計	22,399	繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債合計	15,402
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208																																																										
賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333																																																										
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255																																																										
未払事業税等否認額	55,885																																																										
ゴルフ会員権評価損否認額	8,927																																																										
その他有価証券評価差額金	485																																																										
統合関連費用引当金繰入否認額	149,739																																																										
関係会社株式に係る評価損否認額	2,207																																																										
固定資産減損損失否認額	63,152																																																										
未払費用否認額	16,228																																																										
繰延税金資産小計	357,420																																																										
評価性引当額	357,420																																																										
繰延税金資産合計	-																																																										
前受収益否認額	497,932																																																										
繰越欠損金	861,283																																																										
未払費用否認額	110,997																																																										
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134																																																										
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553																																																										
減価償却資産	18,817																																																										
資産除去債務	23,791																																																										
その他	24,839																																																										
繰延税金資産小計	1,613,345																																																										
評価性引当金	1,427,810																																																										
繰延税金負債との相殺	6,997																																																										
繰延税金資産合計	178,538																																																										
資産除去債務に対応する除去費用	22,399																																																										
繰延税金負債小計	22,399																																																										
繰延税金資産との相殺	6,997																																																										
繰延税金負債合計	15,402																																																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) <table> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>8.46%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.28%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>40.36%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等還付額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等追徴額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td>0.54%</td></tr> <tr><td>税額控除額</td><td>12.95%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.08%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>77.30%</td></tr> </table>	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%	住民税均等割	0.28%	評価性引当額	40.36%	過年度法人税等還付額	-	過年度法人税等追徴額	-	過年度法人税等	0.54%	税額控除額	12.95%	その他	0.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%																																																										
住民税均等割	0.28%																																																										
評価性引当額	40.36%																																																										
過年度法人税等還付額	-																																																										
過年度法人税等追徴額	-																																																										
過年度法人税等	0.54%																																																										
税額控除額	12.95%																																																										
その他	0.08%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%																																																										

（企業結合等関係）

第30期

（自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル エス・エーとソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
(1) 資産除去債務の概要	
当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高(注1)	120,000 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617 千円
時の経過による調整額	852 千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000 千円
その他増減額(は減少)	- 千円
当期末残高	58,469 千円

(注1) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

(注2) 合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、

記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第29期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック株式会社	東京都中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社短期貸付金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

１．親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAM ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス・エーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス・エーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

(２) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェス チョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用 再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ エス アー	ルクセンブルグ ルクセンブルグ 市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- １．ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス・エーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引(運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円)を含めて開示しております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

３．上記金額には消費税等は含まれておりません。

２．親会社に関する注記

親会社情報

SGAM ノースパシフィック株式会社(非上場)
アムンディ エス・エー(非上場)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400 百万	有価証券の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1 人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)

アムンディ エス・エー(非上場)

アムンディ・グループ エス・エー(非上場)

クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,630.19円	1株当たり純資産額	2,884.94円
1株当たり当期純利益金額	76.82円	1株当たり当期純利益金額	322.38円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	184,379千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円	期中平均株式数	2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	773,707千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	184,379千円												
普通株式に係る当期純利益	184,379千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	773,707千円												
普通株式に係る当期純利益	773,707千円												
期中平均株式数	2,400千株												

（重要な後発事象）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
（企業結合等関係） 当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下「CAAMJ」という)と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。 合併の理由： 両社の親会社(最終株主)の統合に伴うもの 合併の概要： (1)合併する相手先の名称：CAAMJ (2)合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 (3)合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 (4)合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 (5)資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 (6)効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 (7)財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 (8)合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・ 名称 株式会社足利銀行
- ・ 資本金の額 135,000百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
- ・ 名称 株式会社関西アーバン銀行
- ・ 資本金の額 47,039百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
- ・ 名称 株式会社千葉興業銀行

- ・ 資本金の額 57,941百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。

- ・ 名称 株式会社広島銀行
- ・ 資本金の額 54,573百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づく銀行業務を中心としたサービスを提供するとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ
- ・ 資本金の額 161,106,300ユーロ（平成22年12月末日現在）
- ・ 事業の内容 リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイは、1998年5月にフランスの金融当局から認可を受けて業務を開始しました。ソシエテ ジェネラルの子会社であり、ソシエテ ジェネラルのコーポレート・インベストメント・バンキング部門の一翼を担っています。同社は「オルタナティブ投資」、「ストラクチャード・プロダクト（仕組み商品）」および「インデックス・トラッカー・ファンド（ETFなど）」の3分野に特化して業務を展開しております。

(4) 保証銀行

- ・ 名称 ソシエテ ジェネラル
- ・ 資本金の額 933,027,038ユーロ（平成22年12月末日現在）
- ・ 事業の内容 ソシエテ ジェネラルは、1864年に設立されたフランス大手の民間銀行です。ソシエテ ジェネラル グループの営業活動は、伝統的な銀行業務、証券業務、投資信託の運用・販売業務、資産運用業務、カード業務、エレクトロニクス・バンキング、リース業務、保険業務など多岐にわたっております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 10,000百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、委託会社より運用権限の委託を受けて、運用業務を行います。

(4) 保証銀行

ファンドの償還時に元本価額の確保を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

(4) 保証銀行

該当事項はありません

第3【参考情報】

当該計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成22年9月 3日
半期報告書	平成23年3月15日

独立監査人の監査報告書

平成23年 8 月24日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているS G償還時元本確保型ファンド02 - 06の平成22年6月22日から平成23年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S G償還時元本確保型ファンド02 - 06の平成23年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月17日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年8月13日

アムンディ・ジャパン株式会社
(旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG償還時元本確保型ファンド02-06の平成21年6月23日から平成22年6月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG償還時元本確保型ファンド02-06の平成22年6月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社（旧会社名 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。